

平成25年度上半期 財政状況

4月～9月末までの

一般会計の予算総額は、当初予算に2回の補正を加え、総額64億3,678万円となり、昨年と同じ時期に比べて4億2,272万円の減となりました。

また、特定の事業を行うための特別会計は、補正予算を加えた11会計の合計が35億6,315万円となりました。一般会計予算の執行状況は、予算の48.1%が収入済み、34.7%が執行済みとなっています。

各会計の執行状況

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	64億3,678万円	30億9,681万円	48.1%	22億3,442万円	34.7%
住宅新築資金貸付事業	685万円	67万円	9.7%	330万円	48.2%
小沼地区財産管理	369万円	68万円	18.3%	18万円	5.0%
国民健康保険	15億4,063万円	6億4,329万円	41.8%	6億4,133万円	41.6%
小沼地区簡易水道事業	1億3,218万円	5,265万円	39.8%	3,689万円	27.9%
御代田町簡易水道事業	8,675万円	4,110万円	47.4%	2,346万円	27.0%
公共下水道事業	6億4,928万円	1億6,114万円	24.8%	2億9,643万円	45.7%
御代田財産区	1,343万円	100万円	7.5%	156万円	11.6%
介護保険事業	9億7,788万円	3億9,668万円	40.6%	4億502万円	41.4%
農業集落排水事業	3,038万円	642万円	21.1%	1,059万円	34.9%
個別排水処理施設整備	1,246万円	320万円	25.7%	453万円	36.4%
後期高齢者医療	1億962万円	3,958万円	36.1%	4,984万円	45.5%
特別会計合計	35億6,315万円	13億4,641万円	37.8%	14億7,313万円	41.3%

町関係施設等の年末年始休業のお知らせ

火葬場の年末年始業務のお知らせ

火葬業務 休業期間 12月31日(火)午後3時～平成26年1月1日(水)

※12月31日(火)の火葬は午後1時までです。(例年1月1日、2日は休業しますが、平成26年1月3日(金)が友引日であり休業しますので、2日(木)は火葬を執り行います。)受付業務は、通常どおり役場で行います。

施設名等	休業日
役場	12月28日(土)～1月5日(日)まで
公民館	12月28日(土)～1月3日(金)まで
平和台・東原・大林児童館 やまゆり・雪窓・たんぼぼ保育園 ハートピアみよた	12月29日(日)～1月3日(金)まで
浅間縄文ミュージアム	12月26日(木)～1月5日(日)まで
図書館	12月26日(木)～1月6日(月)まで
社会体育施設	12月28日(土)～1月4日(土)まで
杉の子幼稚園・北小学校	12月27日(金)～1月7日(火)まで
南小学校	12月28日(土)～1月8日(水)まで
中学校	12月28日(土)～1月7日(火)まで

年末年始のごみ収集日程 ※12月の資源物の収集は12月22日(日)です。

12月								1月
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日(日)	4日
日	月	火	水	木	金	土	～1月3日(金)	土
資源物	休み	プラ	不燃	生ごみ	可燃		休み	

直接搬入ごみ ※下記の期間は処理施設の年末年始休業日のため搬入できません。

井戸沢最終処分場	12月29日(日)～平成26年1月3日(金)
イー・ステージ(株) (23)8885	12月29日(日)～平成26年1月3日(金)

提出期限は1月31日です

平成26年度償却資産(固定資産税)申告のお願い

工場・商店・農業などを経営している、アパートを貸しているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

申告の対象となる償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいい、次の6種類の事業用資産です。

- ① 構築物(駐車場・鉄塔など)
- ② 機械および装置(旋盤・動力配線設備など)
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具(大型特殊自動車など)
- ⑥ 工具・器具・備品(測定工具・机・椅子など)

原則として申告の対象にならないもの

- 土地・建物
- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、

一時損金または必要経費に算入される資産

○ 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し3年間で均等償却される資産

○ 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

申告の方法

○ 前年度申告をされた方

町から12月中旬頃に申告書を送付します。平成25年1月1日から同年12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告書を提出してください。

○ 今年度新規に申告される方

申告書が税務課資産税係にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。

なお、事業を行っていても、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

○ 電算処理で申告される方

事業所独自に申告書を作成される場合は、平成26年1月1日現在の全資産を申告してください。

「提出期限」

申告書の提出期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課まで提出してください。

平成25年中に家屋を取り壊した皆さんは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築等に伴い、平成25年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしてない方で、『家

屋取壊届出書』をまだ提出されていない場合は、至急税務課資産税係まで提出してください。

『家屋取壊届出書』を提出していたかどうかと、取り壊した家屋が台帳に登録されたままとなり、引き続き固定資産税が課税されますので、必ず届出をしてください。

なお、課税対象となっている家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付してあります。課税明細書により確認ができます。

所有者が亡くなられたときは

所有者が亡くなられた場合は、相続登記が完了するまでの間、亡くなられた方の固定資産税等に関する書類を受け取る相続人の代表者を決めていただき、『相続人代表者指定届出書』を提出してください。

個人住民税の特別徴収を実施していない事業所の皆さまへ

個人住民税の特別徴収は、給与事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を特別徴収(天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、住所地の市町村へ納入する制度です。

個人で納付書により年4回納めていた従業員の方については

● 納税の手間が省け、納め忘れがなくなる。

● 年12回(毎月)の納税になるため、1回あたりの負担が少ない。

などのメリットがあります。地方税法第321条の4及び町条例により、事業主は原則として特別徴収することになっていきます。

ご連絡をいただければ特別徴収義務者届出書をお送りいたしますので、特別徴収していない事業所につきましては、ご協力くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

税務課住民税係(内線42)

問い合わせ先
税務課資産税係

(内線42・43)